

平成 27 年 10 月 7 日

指定構造計算適合性判定機関 代表者 様
(指定確認検査機関及び建築士法関係団体を除く)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局
(一般財団法人建築行政情報センター)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 入会のご案内

日頃より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は平成 19 年に国、特定行政庁及び指定確認検査機関等を構成員として発足し、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）利用（予定）者による情報交換や要望の取りまとめの活動を行ってまいりました。

本年 6 月の建築基準法改正に伴い、指定構造計算適合性判定機関（以下「構造適判機関」という。）においても判定申請書に記載された建築士の資格確認が必要となったことから、構造適判機関にも建築行政共用データベースシステムが普及しつつあります。

このような状況を受け、当協議会では、去る 7 月 24 日の総会にて会則を改正し、当協議会の構成員として構造適判機関が追加されたところです。

そこで、構造適判機関の皆さまにも当協議会にご入会いただきたく、入会方法とあわせて下記のとおりご案内いたします。

記

名 称：建築行政共用データベースシステム連絡協議会

活 動 内 容：総会（情報交換、要望の取りまとめ等） 年 1 回都内で開催

会員の特典：総会における議決権の保有（総会の開催は非会員にもご案内します）

費 用：無料（入会費・年会費等、一切かかりません）

入 会 方 法：別添「入会申込書」に必要事項をご記入いただき、電子メール又は FAX にて当協議会事務局にお送りください。数日中にご入会完了のご連絡を電子メールにて差し上げます。

備 考：入会と共用データベース利用は直接関係しません。
(入会は共用データベース利用の条件ではなく、共用データベース未利用でも入会可能です)

別 添 資 料：入会申込書、設立趣意書、会則、役員一覧、入会状況、会員一覧

お問い合わせ・入会申込書送付先

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局

(一般財団法人建築行政情報センター 企画課 担当 久保)

TEL 03-5225-7706 FAX 03-5225-7731

Email dbkyougikai@icba.or.jp

FAX 03-5225-7731 連絡協議会事務局宛

(一般財団法人建築行政情報センター 企画課)

入会をお申し込みの際は、下記事項をご記入の上、FAX又は電子メール（PDFファイル）により事務局にお送りください。数日中に事務局よりご入会手続完了のお知らせを電子メールで差し上げます。

「建築行政共用データベースシステム連絡協議会」入会申込書

建築行政共用データベースシステム連絡協議会に入会いたします。

フリガナ	*必須
団体名	*必須
団体区分	指定構造計算適合性判定機関
所在都道府県	*必須（本庁・本店の所在する都道府県名をご入力ください）
連絡先メールアドレス	*必須（部署のアドレスがあればそちらをご入力ください）
連絡担当部署	*省略可（事務局からの電子メール連絡の際、本文の宛名となります）
連絡担当名	*省略可
備考	

お問い合わせ先

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局

（一般財団法人 建築行政情報センター 企画課）

TEL03-5225-7706 FAX03-5225-7731

E-MAIL dbkyougikai@icba.or.jp

平成19年7月26日

建築行政共用データベースシステム連絡協議会設立趣意書

近年、建築物におけるアスベストの健康被害、構造計算書偽装事件、昇降機等の人身事故など建築物及び昇降機等の安全に関わる問題が噴出している。また、構造計算書偽装事件を契機として、建築行政への信頼が大きく揺らぐとともに、国民の間に建築物の安全性に対する大きな不安が生じた。

こうした中、国、特定行政庁及び指定確認検査機関等においては、既存建築物に関する情報の蓄積や、建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関等の情報の共有化は十分とはいえない状況にあり、社会資本整備審議会答申「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」（平成18年8月）においては、「国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化と建築物ストック情報の充実」について早急に対応することが求められている。

建築確認・検査の厳格化等を図るための改正建築基準法については、本年6月20日に施行され、また、建築士及び建築士事務所の業務の適正化を図るための改正建築士法については、来年中に施行される予定であるが、これらの法改正を実効性のあるものとするためには、建築士、建築士事務所等の登録情報及び住宅・建築物のストック情報等を総合的に管理、提供できるデータベースシステムの構築、整備が不可欠である。

データベースシステムの構築と適切な運用に当たっては、国、都道府県及び各機関等において管理されている建築士等の情報並びに特定行政庁及び指定確認検査機関が保有する建築物等の情報に関して相互に連携が図られる必要がある。

データベースシステムの利用者となる関係各機関が相互に協力し、意見及び要望を反映し、よりよいシステムを構築していくことが重要となることから、今般、建築行政共用データベースシステム連絡協議会を設立しようとするものである。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 指定構造計算適合性判定機関
- 六 建築士法関係機関
- 七 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 1 名
- 三 理事 10 名以上 30 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- 一 共用DB運用の基本的事項に関する提案
- 二 会則の改正
- 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関すること
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議の招集、開催)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年度1回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	妹尾 高行
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	山下 久佳
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	椿谷 敏雄
	宮城県土木部建築宅地課長	千葉 晃司
	神奈川県県土整備局建築住宅部長	小川 嘉一
	愛知県建設部建築局建築指導課長	内田 光一
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	福 本 豊
	広島県土木建築局建築課長	猪野 宏正
	徳島県県土整備部住宅課建築指導室長	坂部 政男
	福岡県建築都市部建築指導課長	讃井 人志
	沖縄県土木建築部建築指導課長	立津 さとみ
	秋田市都市整備部建築指導課長	佐々木 亮
	横浜市建築局建築指導部建築情報課長	菅 井 稔
	静岡市都市局建築部建築指導課長	新庄 剛和
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	森 英 彦
	福岡市建築指導部建築指導課長	内山 孝弘
	(一財)日本建築総合試験所常務理事	志摩 宣彦
	日本 E R I (株) 取締役会長	鈴木 崇英
	ビューローベリタスジャパン株式会社品質管理部技術室シニアフェロー	小西 恭一
	(株) 確認サービス取締役執行役員経営企画室長	畑中 重人
	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター副理事長	鈴木 行雄
	(公社) 日本建築士会連合会副会長	山中 保教
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷 献弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	木 下 一 也
	国土交通省住宅局市街地建築課長	香 山 幹
	国土交通省関東地方整備局建政部長	上野 賢一
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	植田 剛史

建築行政共用データベースシステム連絡協議会入会状況

平成27年6月1日 現在

都道府県区域	特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係				その他	合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計		
北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	2	2	1	0	1	2	0	22
青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	0	9
宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	1	0	0	1	0	7
秋田県	1	0	1	1	0	0	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
山形県	1	0	0	1	2	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1	2	0	7
茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	0	1	0	1	0	10
栃木県	1	0	1	7	0	0	9	0	0	1	1	0	1	0	1	0	11
群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	1	1	2	0	6
埼玉県	1	1	2	5	13	0	22	0	1	1	2	1	1	1	3	0	27
千葉県	1	1	5	6	8	0	21	0	3	1	4	0	0	0	0	0	25
東京都	1	0	1	2	0	19	23	12	6	1	19	1	2	2	5	1	48
神奈川県	1	3	3	6	0	0	13	4	2	1	7	0	1	1	2	0	22
新潟県	1	1	1	2	0	0	5	0	0	2	2	1	1	0	2	0	9
富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	2	0	5
石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
福井県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
山梨県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4
長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
静岡県	1	2	0	4	7	0	14	0	0	1	1	0	0	1	1	0	16
愛知県	1	1	5	0	11	0	18	1	0	1	2	1	0	1	2	0	22
三重県	1	0	2	3	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	8
滋賀県	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	0	1	1	0	11
京都府	1	1	0	1	0	0	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	5
大阪府	1	2	6	5	0	0	14	3	6	1	10	1	1	0	2	0	26
兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	2	1	3	0	0	1	1	0	11
奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	2	4	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
岡山県	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8
広島県	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	1	0	2	0	11
山口県	1	0	0	5	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4
愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高知県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	1	0	1	2	0	9
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	4
長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6
熊本県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	1	1	0	8
宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	1	0	0	1	0	8
会員機関合計	46	19	50	104	82	19	320	21	25	39	85	11	15	22	48	1	454

機関総数	47	20	68	143	149	23	450	24	40	71	135	11	48	49	108	0	693
入会率	98%	95%	74%	73%	55%	83%	71%	88%	63%	55%	63%	100%	31%	45%	44%	-	66%

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

特定行政庁																
No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分	
1	北 海 道	北 海 道	北 海 道	都道府県	51	茨 城 県	土 浦 市	4 条 2 項	101	千 葉 県	印 西 市	限 特	101	東 京 都	東 京 都	都道府県
2		札 幌 市	政 令 市	52	日 立 市	4 条 2 項	102	君 津 市	限 特		102	町 田 市	4 条 1 項			
3		苫 小 牧 市	4 条 2 項	53	栃 木 県	栃 木 県	都道府県	103	流 山 市		限 特	103	調 布 市		4 条 2 項	
4		帯 広 市	4 条 2 項	54	宇 都 宮 市	4 条 1 項	104	成 田 市	限 特		104	日 野 市	4 条 2 項			
5		北 広 島 市	限 特	55	那 須 塩 原 市	4 条 2 項	105	茂 原 市	限 特		105	渋 谷 区	特 別 区			
6		北 斗 市	限 特	56	佐 野 市	4 条 2 項	106	野 田 市	限 特		106	杉 並 区	特 別 区			
7		余 市 町	限 特	57	鹿 沼 市	4 条 2 項	107	鎌 ケ 谷 市	限 特		107	豊 島 区	特 別 区			
8		東 神 楽 町	限 特	58	小 山 市	4 条 2 項	108	東 京 都	都道府県		108	北 区	特 別 区			
9		白 老 町	限 特	59	日 光 市	4 条 2 項	109	町 田 市	4 条 1 項		109	板 橋 区	特 別 区			
10		長 沼 町	限 特	60	足 利 市	4 条 2 項	110	調 布 市	4 条 2 項		110	足 立 区	特 別 区			
11		厚 岸 町	限 特	61	栃 木 市	4 条 2 項	111	日 野 市	4 条 2 項		111	葛 飾 区	特 別 区			
12		富 良 野 市	限 特	62	群 馬 県	群 馬 県	都道府県	112	江 戸 川 区		特 別 区	112	世 田 谷 区		特 別 区	
13		美 唄 市	限 特	63		桐 生 市	4 条 2 項	113	荒 川 区		特 別 区	113	新 宿 区		特 別 区	
14		赤 平 市	限 特	64	埼 玉 県	藤 岡 市	限 特	114	墨 田 区		特 別 区	114	港 区		特 別 区	
15		士 別 市	限 特	65		埼 玉 県	都道府県	115	大 田 区		特 別 区	115	台 東 区		特 別 区	
16		名 寄 市	限 特	66		さいたま市	政 令 市	116	江 東 区		特 別 区	116	品 川 区		特 別 区	
17		滝 川 市	限 特	67		川 越 市	4 条 1 項	117	目 黒 区		特 別 区	117	中 央 区		特 別 区	
18		砂 川 市	限 特	68		川 口 市	4 条 1 項	118	神 奈 川 県		都道府県	118	神 奈 川 県		都道府県	
19	青 森 県	青 森 県	都道府県	69		草 加 市	4 条 2 項	119	相 模 原 市	政 令 市	119	相 模 原 市	政 令 市			
20		青 森 市	4 条 1 項	70		新 座 市	4 条 2 項	120	横 浜 市	政 令 市	120	横 浜 市	政 令 市			
21		八 戸 市	4 条 2 項	71		久 喜 市	4 条 2 項	121	川 崎 市	政 令 市	121	川 崎 市	政 令 市			
22		弘 前 市	4 条 2 項	72		熊 谷 市	4 条 2 項	122	横 須 賀 市	4 条 1 項	122	横 須 賀 市	4 条 1 項			
23	岩 手 県	岩 手 県	都道府県	73		春 日 部 市	4 条 2 項	123	平 塚 市	4 条 1 項	123	平 塚 市	4 条 1 項			
24		盛 岡 市	4 条 1 項	74		鶴 ケ 島 市	限 特	124	藤 沢 市	4 条 1 項	124	藤 沢 市	4 条 1 項			
25		宮 古 市	限 特	75		八 潮 市	限 特	125	鎌 倉 市	4 条 2 項	125	鎌 倉 市	4 条 2 項			
26		花 巻 市	限 特	76		富 士 見 市	限 特	126	小 田 原 市	4 条 2 項	126	小 田 原 市	4 条 2 項			
27		北 上 市	限 特	77		ふじみ野市	限 特	127	茅 ケ 崎 市	4 条 2 項	127	茅 ケ 崎 市	4 条 2 項			
28		一 関 市	限 特	78		松 伏 町	限 特	128	秦 野 市	4 条 2 項	128	秦 野 市	4 条 2 項			
29		釜 石 市	限 特	79		坂 戸 市	限 特	129	厚 木 市	4 条 2 項	129	厚 木 市	4 条 2 項			
30		奥 州 市	限 特	80		秩 父 市	限 特	130	大 和 市	4 条 2 項	130	大 和 市	4 条 2 項			
31	宮 城 県	宮 城 県	都道府県	81		蓮 田 市	限 特	131	神 奈 川 県	新 潟 県	都道府県	131	新 潟 県	都道府県		
32		仙 台 市	政 令 市	82	飯 能 市	限 特	132	新 潟 市		政 令 市	132	新 潟 市	政 令 市			
33		塩 竈 市	4 条 2 項	83	東 松 山 市	限 特	133	長 岡 市		4 条 1 項	133	長 岡 市	4 条 1 項			
34		石 巻 市	4 条 2 項	84	朝 霞 市	限 特	134	上 越 市		4 条 2 項	134	上 越 市	4 条 2 項			
35	秋 田 県	秋 田 県	都道府県	85	千 葉 県	戸 田 市	限 特	135		新 潟 県	新 発 田 市	4 条 2 項	135	新 発 田 市	4 条 2 項	
36		秋 田 市	4 条 1 項	86		志 木 市	限 特	136			富 山 県	都道府県	136	富 山 県	都道府県	
37		横 手 市	4 条 2 項	87		千 葉 県	都道府県	137			富 山 市	4 条 1 項	137	富 山 市	4 条 1 項	
38	山 形 県	山 形 県	都道府県	88		千 葉 市	政 令 市	138			富 山 市	4 条 1 項	138	富 山 市	4 条 1 項	
39		山 形 市	4 条 2 項	89		船 橋 市	4 条 1 項	139			富 山 市	4 条 1 項	139	富 山 市	4 条 1 項	
40		鶴 岡 市	限 特	90		松 戸 市	4 条 1 項	140		富 山 市	4 条 1 項	140	富 山 市	4 条 1 項		
41		天 童 市	限 特	91		柏 市	4 条 1 項	141		富 山 市	4 条 1 項	141	富 山 市	4 条 1 項		
42		福 島 県	都道府県	92		市 原 市	4 条 1 項	142		富 山 市	4 条 1 項	142	富 山 市	4 条 1 項		
43	福 島 県	い わ き 市	4 条 1 項	93		市 川 市	4 条 1 項	143	新 潟 県	新 潟 県	都道府県	143	新 潟 県	都道府県		
44		福 島 市	4 条 1 項	94		習 志 野 市	4 条 2 項	144		新 潟 市	政 令 市	144	新 潟 市	政 令 市		
45		須 賀 川 市	限 特	95		浦 安 市	4 条 2 項	145		長 岡 市	4 条 1 項	145	長 岡 市	4 条 1 項		
46		会 津 若 松 市	限 特	96		我 孫 子 市	4 条 2 項	146		上 越 市	4 条 2 項	146	上 越 市	4 条 2 項		
47	茨 城 県	茨 城 県	都道府県	97		佐 倉 市	4 条 2 項	147		新 潟 県	新 発 田 市	4 条 2 項	147	新 発 田 市	4 条 2 項	
48		古 河 市	4 条 2 項	98		八 千 代 市	4 条 2 項	148	富 山 県		富 山 県	都道府県	148	富 山 県	都道府県	
49		つ く ば 市	4 条 2 項	99		木 更 津 市	4 条 2 項	149			富 山 市	4 条 1 項	149	富 山 市	4 条 1 項	
50		取 手 市	4 条 2 項	100		四 街 道 市	限 特	150	富 山 市	4 条 1 項	150	富 山 市	4 条 1 項			

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

特定行政庁																													
No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域		区	分								
151	石	川	県	石	川	県	都道府県	201	三	重	県	津	市	4	条	1	項	251	島	根	県	雲	南	市	限	特			
152			加	賀	市	限	特	202			松	阪	市	4	条	2	項	252			大	田	市	限	特				
153			能	美	市	限	特	203			桑	名	市	4	条	2	項	253			浜	田	市	限	特				
154	福	井	県	福	井	県	都道府県	204			鈴	鹿	市	4	条	2	項	254			益	田	市	限	特				
155			福	井	市	4	条	1	項	205		名	張	市	限	特	255	岡	山	県	岡	山	県	都道府県					
156	山	梨	県	山	梨	県	都道府県	206	滋	賀	県	滋	賀	県	都道府県	256			倉	敷	市	4	条	1	項				
157			甲	府	市	4	条	2	項	207		大	津	市	4	条	1	項	257			津	山	市	4	条	2	項	
158	長	野	県	長	野	市	4	条	1	項	208		彦	根	市	4	条	2	項	258			玉	野	市	4	条	2	項
159			松	本	市	4	条	2	項	209		長	浜	市	4	条	2	項	259			総	社	市	4	条	2	項	
160			諏	訪	市	限	特	210			近	江	八	幡	市	4	条	2	項	260			新	見	市	4	条	2	項
161			塩	尻	市	限	特	211			草	津	市	4	条	2	項	261			笠	岡	市	4	条	2	項		
162	岐	阜	県	岐	阜	県	都道府県	212			守	山	市	4	条	2	項	262	広	島	県	広	島	県	都道府県				
163			岐	阜	市	4	条	1	項	213		東	近	江	市	4	条	2	項	263			広	島	市	政	令	市	
164			大	垣	市	4	条	2	項	214	京	都	府	京	都	府	都道府県	264			福	山	市	4	条	1	項		
165			各	務	原	市	4	条	2	項	215		京	都	市	政	令	市	265			呉		市	4	条	2	項	
166			可	児	市	限	特	216			宇	治	市	4	条	2	項	266			廿	日	市	市	4	条	2	項	
167	静	岡	県	静	岡	県	都道府県	217	大	阪	府	大	阪	府	都道府県	267			三	次	市	限	特						
168			浜	松	市	政	令	市	218			大	阪	市	政	令	市	268	山	口	県	山	口	県	都道府県				
169			静	岡	市	政	令	市	219			堺		市	政	令	市	269			周	南	市	4	条	2	項		
170			沼	津	市	4	条	2	項	220		豊	中	市	4	条	1	項	270			萩		市	4	条	2	項	
171			富	士	宮	市	4	条	2	項	221		吹	田	市	4	条	1	項	271			山	口	市	4	条	2	項
172			富	士	市	4	条	2	項	222		高	槻	市	4	条	1	項	272			宇	部	市	4	条	2	項	
173			焼	津	市	4	条	2	項	223		枚	方	市	4	条	1	項	273			防	府	市	4	条	2	項	
174			島	田	市	限	特	224			茨	木	市	4	条	1	項	274			岩	国	市	限	特				
175			袋	井	市	限	特	225			東	大	阪	市	4	条	1	項	275			長	門	市	限	特			
176			御	殿	場	市	限	特	226			和	泉	市	4	条	2	項	276	徳	島	県	徳	島	県	都道府県			
177			伊	東	市	限	特	227			門	真	市	4	条	2	項	277	香	川	県	香	川	県	都道府県				
178			磐	田	市	限	特	228			羽	曳	野	市	4	条	2	項	278			高	松	市	4	条	1	項	
179			三	島	市	限	特	229			岸	和	田	市	4	条	2	項	279	愛	媛	県	愛	媛	県	都道府県			
180			藤	枝	市	限	特	230			寝	屋	川	市	4	条	2	項	280			松	山	市	4	条	1	項	
181	愛	知	県	愛	知	県	都道府県	231	兵	庫	県	兵	庫	県	都道府県	281			西	条	市	4	条	2	項				
182			名	古	屋	市	政	令	市	232		神	戸	市	政	令	市	282			新	居	浜	市	4	条	2	項	
183			豊	田	市	4	条	1	項	233		明	石	市	4	条	1	項	283			今	治	市	4	条	2	項	
184			春	日	井	市	4	条	1	項	234		姫	路	市	4	条	1	項	284			宇	和	島	市	限	特	
185			一	宮	市	4	条	1	項	235		芦	屋	市	4	条	2	項	285	高	知	県	高	知	県	都道府県			
186			岡	崎	市	4	条	1	項	236		高	砂	市	4	条	2	項	286			高	知	市	4	条	1	項	
187			豊	橋	市	4	条	1	項	237		川	西	市	4	条	2	項	287	福	岡	県	福	岡	県	都道府県			
188			稲	沢	市	限	特	238	奈	良	県	奈	良	県	都道府県	288			北	九	州	市	政	令	市				
189			瀬	戸	市	限	特	239			奈	良	市	4	条	1	項	289			福	岡	市	政	令	市			
190			東	海	市	限	特	240			櫃	原	市	4	条	2	項	290			久	留	米	市	4	条	1	項	
191			小	牧	市	限	特	241			生	駒	市	4	条	2	項	291			大	牟	田	市	4	条	2	項	
192			江	南	市	限	特	242	和	歌	山	県	和	歌	山	県	都道府県	292	佐	賀	県	佐	賀	県	都道府県				
193			西	尾	市	限	特	243			和	歌	山	市	4	条	1	項	293			佐	賀	市	4	条	2	項	
194			安	城	市	限	特	244	鳥	取	県	鳥	取	県	都道府県	294	長	崎	県	長	崎	県	都道府県						
195			刈	谷	市	限	特	245			鳥	取	市	4	条	2	項	295			長	崎	市	4	条	1	項		
196			豊	川	市	限	特	246			米	子	市	4	条	2	項	296			佐	世	保	市	4	条	1	項	
197			半	田	市	限	特	247			倉	吉	市	4	条	2	項	297			平	戸	市	限	特				
198			大	府	市	限	特	248	島	根	県	島	根	県	都道府県	298			島	原	市	限	特						
199	三	重	県	三	重	県	都道府県	249			出	雲	市	4	条	2	項	299	熊	本	県	熊	本	県	都道府県				
200			四	日	市	市	4	条	1	項	250		松	江	市	4	条	2	項	300			熊	本	市	政	令	市	

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

[illegible]

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

指定確認検査機関			
No	区 域 区 分	機 関 名	
1	北 海 道	知 事 指 定	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
2		知 事 指 定	株式会社札幌工業検査
3	青 森 県	知 事 指 定	株式会社建築住宅センター
4	岩 手 県	知 事 指 定	一般財団法人岩手県建築住宅センター
5	宮 城 県	知 事 指 定	株式会社仙台都市整備センター
6		知 事 指 定	株式会社東北建築センター
7	秋 田 県	知 事 指 定	一般財団法人秋田県建築住宅センター
8	山 形 県	知 事 指 定	株式会社山形県建築サポートセンター
9	茨 城 県	地 整 指 定	株式会社EMI確認検査機構
10		知 事 指 定	株式会社安心確認検査機構
11		知 事 指 定	一般財団法人茨城県建築センター
12	栃 木 県	知 事 指 定	公益財団法人とちぎ建設技術センター
13	群 馬 県	知 事 指 定	公益財団法人群馬県建設技術センター
14	埼 玉 県	地 整 指 定	一般財団法人さいたま住宅検査センター
15		知 事 指 定	株式会社埼玉建築確認検査機構
16	千 葉 県	地 整 指 定	株式会社ガイア
17		地 整 指 定	日本確認センター株式会社
18		地 整 指 定	ユーディーアイ確認検査株式会社
19		知 事 指 定	株式会社千葉県建築住宅センター
20	東 京 都	大 臣 指 定	一般財団法人ベターリビング
21		大 臣 指 定	日本ERI株式会社
22		大 臣 指 定	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
23		大 臣 指 定	一般財団法人日本建築センター
24		大 臣 指 定	日本建築検査協会株式会社
25		大 臣 指 定	株式会社グッド・アイズ建築検査機構
26		大 臣 指 定	ハウスプラス確認検査株式会社
27		大 臣 指 定	AI確認検査センター株式会社
28		大 臣 指 定	株式会社住宅性能評価センター
29		大 臣 指 定	一般財団法人住宅金融普及協会
30		大 臣 指 定	株式会社都市居住評価センター
31		大 臣 指 定	SBIアーキクオリティ株式会社
32		地 整 指 定	株式会社TSK建築確認安全センター
33		地 整 指 定	株式会社東京建築検査機構
34		地 整 指 定	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構
35		地 整 指 定	一般社団法人日本住宅性能評価機構
36		地 整 指 定	株式会社J建築検査センター
37		地 整 指 定	株式会社高良GUT
38		知 事 指 定	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
39	神 奈 川 県	大 臣 指 定	ビューローベリタスジャパン株式会社
40		大 臣 指 定	株式会社東日本住宅評価センター
41		大 臣 指 定	SGSジャパン株式会社
42		大 臣 指 定	富士建築センター株式会社
43		地 整 指 定	株式会社湘南建築センター
44		地 整 指 定	株式会社神奈川建築確認検査機関
45		知 事 指 定	一般財団法人神奈川県建築安全協会
46	新 潟 県	知 事 指 定	株式会社新潟建築確認検査機構
47		知 事 指 定	一般財団法人にいがた住宅センター
48	富 山 県	知 事 指 定	一般財団法人富山県建築住宅センター
49	石 川 県	知 事 指 定	一般財団法人石川県建築住宅センター
50	福 井 県	知 事 指 定	一般財団法人福井県建築住宅センター

建築行政共用データベースシステム
連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

[illegible]

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成27年6月1日現在

建築士法関係団体・その他			
No	区 域 区 分	機 関 名	
1	北 海 道	事 務 所 協 会	一般社団法人北海道建築士事務所協会
2		国	北海道開発局
3	青 森 県	建 築 士 会	一般社団法人青森県建築士会
4		事 務 所 協 会	一般社団法人青森県建築士事務所協会
5	宮 城 県	国	東北地方整備局
6	秋 田 県	事 務 所 協 会	一般社団法人秋田県建築士事務所協会
7	福 島 県	建 築 士 会	公益社団法人福島県建築士会
8		事 務 所 協 会	一般社団法人福島県建築士事務所協会
9	茨 城 県	建 築 士 会	一般社団法人茨城県建築士会
10	栃 木 県	建 築 士 会	一般社団法人栃木県建築士会
11	群 馬 県	建 築 士 会	一般社団法人群馬県建築士会
12		事 務 所 協 会	一般社団法人群馬県建築士事務所協会
13	埼 玉 県	建 築 士 会	一般社団法人埼玉県建築士会
14		事 務 所 協 会	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
15		国	関東地方整備局
16	東 京 都	建 築 士 会	一般社団法人東京建築士会
17		建 築 士 会	公益社団法人日本建築士会連合会
18		事 務 所 協 会	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
19		事 務 所 協 会	一般社団法人東京都建築士事務所協会
20		国	国土交通省住宅局建築指導課
21	神奈川県	建 築 士 会	一般社団法人神奈川県建築士会
22		事 務 所 協 会	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
23	新 潟 県	建 築 士 会	一般社団法人新潟県建築士会
24		国	北陸地方整備局
25	富 山 県	建 築 士 会	公益社団法人富山県建築士会
26		事 務 所 協 会	一般社団法人富山県建築士事務所協会
27	長 野 県	建 築 士 会	一般社団法人長野県建築士会
28		事 務 所 協 会	一般社団法人長野県建築士事務所協会
29	静 岡 県	事 務 所 協 会	一般社団法人静岡県建築士事務所協会
30	愛 知 県	事 務 所 協 会	公益社団法人愛知県建築士事務所協会
31		国	中部地方整備局
32	滋 賀 県	事 務 所 協 会	一般社団法人滋賀県建築士事務所協会
33	大 阪 府	建 築 士 会	公益社団法人大阪府建築士会
34		国	近畿地方整備局
35	兵 庫 県	事 務 所 協 会	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
36	奈 良 県	事 務 所 協 会	一般社団法人奈良県建築士事務所協会
37	岡 山 県	建 築 士 会	一般社団法人岡山県建築士会
38	広 島 県	建 築 士 会	公益社団法人広島県建築士会
39		国	中国地方整備局
40	香 川 県	事 務 所 協 会	一般社団法人香川県建築士事務所協会
41		国	四国地方整備局
42	福 岡 県	事 務 所 協 会	一般社団法人福岡県建築士事務所協会
43		国	九州地方整備局
44	佐 賀 県	事 務 所 協 会	一般社団法人佐賀県建築士事務所協会
45	長 崎 県	事 務 所 協 会	一般社団法人長崎県建築士事務所協会
46	大 分 県	事 務 所 協 会	一般社団法人大分県建築士事務所協会
47	鹿児島県	事 務 所 協 会	一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会
48	沖 縄 県	国	沖縄総合事務局
49	東 京 都	そ の 他	一般財団法人日本建築防災協会